

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の廃止

○家畜伝染病の発生

○保安林の指定の解除の予定

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

○公有水面埋立ての免許

○公有水面埋立ての承認

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○開発行為に関する工事の完了

### 教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

### 選 挙 管 理 委 員 会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

### 公 安 委 員 会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

### 正 誤

ページ

一 (障害福祉課) 一 (畜産課) 二 (森林整備課) 二 (同) 三 (防災砂防課) 三 (同) 三 (港湾課) 四 (同) 五 (情報政策課) 五 (建築宅地課) 六 六 六 六

## 告 示

○宮城県公報平成三十年号外第一九号(平成三十年三月三十一日付け)中

○宮城県告示第五百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したため、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇六六一	就労支援センターAKARI 石巻市和洞字小金袋三番五十二丁十	就労定着支援	株式会社北上の郷	平成三十年六月一日
○四一〇二一〇四三九	ゆにばーさるプラザ 石巻市門脇町一丁目二一二十一	就労継続支援B型	社会福祉法人夢みの里	平成三十年六月一日
○四一〇五〇〇五八一	働舎かもみゆる 気仙沼市古町三丁目三番八号	就労継続支援B型	一般社団法人かもみゆる	平成三十年六月一日
○四一二四〇〇三五〇	スタリント 亘理セ ンター 亘理郡亘理町字東郷百五十七番地六	就労移行支援、 就労継続支援A型	株式会社ライカム	平成三十年六月一日

○宮城県告示第五百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったため、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二二〇〇三〇五	ジャパンケア大河原 柴田郡大河原町字幸 町五一十五	居宅介護・重度 訪問介護	株式会社ジャ ンクケアサー ビス	平成三十年六 月三十日

〇四一二〇〇三二三	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南 一丁目一十七	居宅介護・重度 訪問介護	株式会社ジャ パンケアサー ビス	平成三十年六 月三十日
-----------	---------------------------------	-----------------	------------------------	----------------

○宮城県告示第五百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成三十年六月八日

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 一頭

四 発生場所又は区域

角田市

五 発生年月日

平成三十年五月二十二日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月八日

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月八日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町西舞根二一六、二二〇の一、二二〇の二、津本一〇二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字森畑二の一、二の二、一五、一六、一七、五九の一、五九の二、六

一の三、気仙沼市唐桑町上鮎立二一四の二、二二四の五、二二五の二、二七七、二七七の一、二

七八

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
鍋倉沢川	土石流	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字鍋倉（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
椿山沢	土石流	巨理郡巨理町逢隈下郡字椿山（次の図のとおり）		
南山沢	土石流	巨理郡巨理町逢隈小山字南山（次の図のとおり）		
西山沢	土石流	巨理郡巨理町逢隈小山字西山（次の図のとおり）		
中沢	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町逢隈小山字中沢（次の図のとおり）		
西山	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町逢隈小山字西山（次の図のとおり）		
南山	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町逢隈小山字南山（次の図のとおり）		
椿山	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町逢隈下郡字椿山（次の図のとおり）		
堤ノ内	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町逢隈上郡字堤ノ内（次の図のとおり）		
山入	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町逢隈上郡字山入（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
山居入沢川	土石流	巨理郡巨理町逢隈小山字山居入（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立について次のとおり免許した。

平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 免許年月日  
平成三十年五月二十九日
- 二 免許を受けた者の名称  
宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区蒲生字町八八番六、九七番、九八番及び一〇三番並びに同区蒲生字町九七番、一〇〇番及び一〇四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結ぶ線、③の地点から⑥の地点までを順次に結ぶ平成二十八年秋分の満潮位（D・L・プラス一・三六メートル）における公有水面と向洋ふ頭西護岸との境界線、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ昭和五十六年春分の満潮位（D・L・

プラス一・五四メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・三六メートル)における公有水面と陸地との境界線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成十三年五月二十九日付け宮城県(港)指令第一号で竣工認可された埋立地の埋立区域と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五三メートルにより決定)により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇・一(北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一四一度〇一分三〇・九八秒)

- ①の地点 基点から一六八度二七分一五秒六五一・二三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九五度四五分一八秒一九一・〇六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から五度四五分一八秒一七・九六メートルの地点
- ④の地点 基点から一五一度三六分二四秒七七二・二二メートルの地点
- ⑤の地点 基点から一五一度四三分二二秒七七二・七六メートルの地点
- ⑥の地点 基点から一五一度二五分〇八秒七八四・〇九メートルの地点
- ⑦の地点 基点から一六八度二〇分五八秒七二二・四二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三一一度四九分五七秒三〇・三七メートルの地点

(二) 面積  
二三、四一三・〇三平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八〇番二三、二八六番及び二八七番、同区蒲生字町八八番二、八八番四、八八番六、八八番七、八八番八、九七番、九八番、一〇〇番、一〇三番、一〇四番、一〇五番及び一〇六番並びに同区蒲生字町九七番、一〇〇番及び一〇四番に接する無番地の地内並びに同区中野字高松二八六番、同区蒲生字町八八番六、九七番、九八番、一〇三番及び一〇四番並びに同区蒲生字町九七番、一〇〇番及び一〇四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち⑦の地点から⑧の地点までを順次に結ぶ線及び⑦の地点と⑧の地点を結ぶ線により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇・一(北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一

四一度〇一分三〇・九八秒)

- ⑦の地点 基点から一六八度〇五分〇〇秒四〇八・〇四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から九五度四五分一八秒三二〇・六八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一八五度四六分一九秒二二八・二二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一三一一度四二分二六秒五六・七五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二二二度一六分三六秒一九八・三八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二六五度一七分三一秒九四・七〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三一一度四九分五五秒一九四・〇七メートルの地点

(二) 面積  
一二五、三五六・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途  
ふ頭用地

〇宮城県告示第六百五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおり承認した。

平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 承認年月日

平成三十年四月十八日

二 承認を受けた者の名称

国土交通省東北地方整備局

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松二八六番、同区蒲生字町一〇三番及び一〇四番並びに九七番、一〇〇番及び一〇四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成十三年三月二十七日付け国東整港管第三十九号で竣工通知した埋立地と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五三メートルにより決定)、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成八年二月二十七日付け運輸省二港建工第二十九号で竣工通知した埋立地と公有水面との境界線(D・L・

プラス一・五八メートルにより決定)、⑤の地点から⑧の地点までを順次に結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・三六メートル)における公有水面と高砂防波堤(一)との境界線、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・三六メートル)における公有水面と向洋ふ頭西護岸との境界線、⑨の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ線、⑩の地点から⑬の地点までを順次に結ぶ平成十三年五月二十九日付け宮城県告示第六百二十二号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五三メートルにより決定)及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成十三年三月二十七日付け国東整備管第三十九号で竣功通知した埋立地と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五三メートルにより決定)により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇・一(北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一

四一度〇一分三〇・九八秒)

- ①の地点 基点から一六六度二九分五三秒五八六・〇一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から六度〇分五〇秒一・二五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から九五度四五分一八秒一九一・四五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八五度四五分一八秒三八・八九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二七五度五六分四七秒一一・一六メートルの地点
- ⑥の地点 基点から一五三度一八分一九秒七〇三・四七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二七五度五六分四七秒六・八四メートルの地点
- ⑧の地点 基点から一五三度三六分二四秒七〇四・九四メートルの地点
- ⑨の地点 基点から一五三度一五分五秒七一五・九六メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一八五度四五分一八秒一七・九六メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二七五度四五分五秒一九一・〇六メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から六度〇分五二秒四九・四一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二七五度四五分一八秒〇・七一メートルの地点

(三) 面積

一三、二四一・七七平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八〇番二三、二八六番、二八七番、同区蒲生字町八八番二、八八番四、八八番六、八八番七、八八番八、九七番、九八番、一〇〇番、一〇三番、一〇四番、

一〇五番、一〇六番及び九七番、一〇〇番、一〇四番に接する無番地の地内並びに同区中野字高松二八六番、同区蒲生字町八八番六、九七番、九八番、一〇三番、一〇四番及び九七番、一〇〇番、一〇四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち⑦の地点から⑫の地点までを順次に結ぶ線及び⑦の地点と⑫の地点を結ぶ線により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇・一(北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一

四一度〇一分三〇・九八秒)

- ⑦の地点 基点から一六五度〇五分〇〇秒四〇八・〇四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から九五度四五分一八秒三二〇・六八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一八五度四六分一九秒二二八・二一メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一三一度四二分二六秒五六・七五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二二二度一六分三六秒一九八・三八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二六五度一七分三一秒九四・七〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三一一度四九分五五秒一九四・〇七メートルの地点

(三) 面積

一二五、三五六・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 次期情報通信ネットワーク構築・移行・運用保守・機器貸借業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年五月二十九日

四 落札者の名称及び所在地 NECフィールドディング企業連合(代表構成員 NECキャピタル)

リユーション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 十六億八百四十九万二千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年三月二十三日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の規定により開発許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成三十年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村大衡字尾西三百七十四

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県土地開発公社

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成三十年六月八日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成三十年六月十五日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

第二号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

第三号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第四号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第六十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人旭浦会特別養護老人ホーム慈恵園の項の次に次のように加える。

社会福祉法人美楽会特別養護老人ホームいこいの海・あらと

同 郡 同 町志津川字浦の沢一九〇番一

附 則

この告示は、平成三十年六月八日から施行する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第七四号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成30年6月8日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所

新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者(中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く)	平成30年7月11日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者(中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く)	平成30年7月31日まで	宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成29年度、30年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことによる資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したことによる資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成30年6月8日(金)から平成30年6月20日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成30年6月8日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

平 報

○宮城県公報平成三十年号外第一九号(平成三十年三月三十一日付け)中

ページ 段 行 正 誤

五	下	三	平成三十年法律第二十二号	平成三十年法律第
五	下	五	平成三十年法律第二十六号	平成三十年法律第

号 号